平成２８年（フ）第２８３号
川崎市高津区久末1938番地１　久末表Ｂ住宅１―405
債務者　山田　弘一
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
川崎市川崎区中瀬３丁目21番２―402号　メゾン深江
債務者　細田　明美
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
川崎市川崎区小田４丁目31番８号　ルネッサンス飯島　203
債務者　大川　康代
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
川崎市川崎区小田２丁目14番21号　ビーライン小田　202
債務者　塩見　隆典
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
川崎市多摩区東生田２丁目３番13号　柳岡荘２Ｆ
債務者　柳岡　一巳
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
川崎市高津区野川3849番地１
債務者　岡　太一郎
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
川崎市高津区野川3849番地１
債務者　岡　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
川崎市中原区上平間410番地３　サンライフ多摩川　305
債務者　高田　朝子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
川崎市川崎区小田栄１丁目２番７号　早川荘102
債務者　名和　清
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
岐阜県土岐市妻木平成町４丁目54番地
債務者　永田　恵美（旧姓武下）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１２９号
高知市弥生町５番31号　コーポ高本102号
債務者　島村洋一郎
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１０号
神戸市兵庫区会下山町３丁目５番11号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―905号
債務者　長尾　裕幸
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４５号
神戸市北区道場町生野1172番地の988
債務者　矢野　修二
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４８号
神戸市長田区明泉寺町２丁目１番17―701号
債務者　吉川　保
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６１号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘936番地の33市営朝日ケ丘南団地１号棟106号、従前の住所兵庫県三木市緑が丘町中３丁目４番地の２
債務者　西村　康子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９６号
神戸市中央区東雲通３丁目２番11―207号
債務者　艮　隆之
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０５号
神戸市長田区東尻池町６丁目４番13号
債務者　前田　勝
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部